

新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置要領（案）

（設置）

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程第5条の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会幹事会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、新居浜市・別子山村合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の要請により、新居浜市・別子山村合併協議会に提案する事項について専門的に調査をし、協議案又は調整案を作成するものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、総務部会、教育福祉部会、産業環境部会、都市建設部会の4部会とし、それぞれ別表に掲げる委員をもって組織する。

2 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

（役員）

第4条 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長をおく。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 専門部会は、事務局長の要請により、又は必要に応じて、部会長が随時開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 各専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は村の担当部課が行う。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、各専門部会が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

別表

専門部会名	所管部門		構成委員
	新居浜市	別子山村	
総務部会	企画調整部 財務部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 消防本部 出納室	総務課 議会事務局 選挙管理委員会事務局	
教育福祉部会	保健福祉部 教育委員会事務局	総務課 教育委員会事務局	
産業環境部会	市民環境部 産業振興部 農業委員会事務局	総務課 経済課 農業委員会事務局	
都市建設部会	都市開発部 下水道部 港務局 水道局	総務課 経済課	